

## 平成 31 年 3 月 1 日 総務委員会 討論

○江田委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

国民民主党・無所属クラブの日吉雄太です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました地方税法等改正案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、地方交付税法等改正案に対し反対の立場から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対し賛成の立場から討論を行います。

まず、地方税法改正案については、消費税率引上げ時における軽減税率制度の導入を前提としている点で反対です。

逆進性対策は、給付つき税額控除制度の導入によるべきです。

ふるさと納税制度については、改正法で、返礼品を地場産品に限るとしています。しかし、地場産品か否かの境界は曖昧で、総務大臣が基準を定めて判断するのでは、上意下達の中央集権に逆戻りです。

また、返礼品について定めたために、返礼品目当ての制度であることを法が認めてしまいました。ふるさと等に寄附をして感謝の気持ちを伝えるという当初の理念に沿った制度にしていくために、抜本改革が必要です。

自動車関連諸税についても、私たちは從来から、九種類もの不条理で過重な税の抜本改革を求めてきました。

しかし、今回、与党の税制改正大綱に、「車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」と明記された点は、到底納得できません。私たちは、ユーザー負担軽減と家計支援のための抜本改革を引き続き求めてまいります。

次に、特別法人事業税、特別法人事業譲与税です。

近年、地域間の財政力格差が拡大していることからすれば、税源の偏在の是正は必要です。

しかし、今回の改正は、暫定的な措置だったはずの地方法人特別税と同様の制度を定めたにすぎず、抜本改革にはほど遠い状況です。

我々は、地域主権改革により、国の権限、財源を大胆に地方に移譲することで、中央と地方の格差の問題を根本的に解決する所存です。

以上、いずれの問題も、安倍内閣は、抜本改革ではなくびほう策で切り抜けようとしています。私たちは、地方税財政の抜本改革を誠実に実行し、皆様が将来にわたって安心できる地方税財政基盤を確立していくことをお約束申し上げ、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)